

有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク第 2 回ワークショップ  
2005 年 11 月 23 日 於東京

議長総括

議長 大熊一寛

1. 有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク第 2 回ワークショップは、2005 年 11 月 23 日に東京で開催された。ワークショップには、12 の国・行政地域の権限ある当局又はフォーカルポイント及びバーゼル条約地域センター(BCRC)から 22 名の出席者が、また 6 の国・機関及びバーゼル条約事務局から 7 名のオブザーバーが参加した。ワークショップの議長は、日本国環境省廃棄物・リサイクル対策部企画課課長補佐の大熊一寛が務めた。
2. 開会式において、日本国環境省廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室の坂川室長から挨拶があった。環境への悪影響を防ぎ、適正な循環資源の輸出入を確保するためには、関連情報の共有や意見交換を通して各国間の連携を強化することが重要であることを指摘した。また循環資源の越境移動に関する我々の関心事、特に近年アジア地域で大きな懸案となってきている E-waste(電気電子機器廃棄物)について、本ネットワークを活用して参加国が活発な情報交換を行うことを期待している旨が表明された。
3. 議長から、本ワークショップでは、バーゼル条約 E-waste ワークショップの中日に開催されることから、E-waste に関する課題に特に注意しつつ、情報交換や今後の協力についての議論を行うことが中心テーマとなることが示された。
4. セッション 1 では、バーゼル条約の施行にかかる各国の経験と困難を共有した。カンボジア、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの参加者が、それぞれの最近の活動についてプレゼンテーションを行った。主な法制度、組織体制、有害廃棄物や中古品の輸出入の傾向、有害廃棄物管理に関する対策、輸出入規制品目についての情報が参加国間で共有された。また、参加者は、有害廃棄物の定義の明確化や法執行の強化などの課題についての見解も共有した。バーゼル条約事務局長の桑原幸子氏からは、バーゼル条約第三条に基づく(各国の有害廃棄物の定義についての)通報の仕組みを更新中であることが紹介された。バーゼル条約担当官が顔を合わせる機会はあまりない中で、参加者にとって、自国の状況に関する発表を行い、情報交換を行う素晴らしい機会となった。議長から、多忙の中、本ワークショップの発表準備をしてくれた各国の参加者に対する感謝が示された。

5. アジアネットワークの暫定事務局である日本国環境省より、アジアネットワークの活動状況として、ウェブサイトが本年 6 月に公開され、バーゼル条約担当官の間での電子メール等によるコミュニケーションが円滑化したことが紹介された。日本国環境省から、有害廃棄物管理に関する法制度及び政策についての情報をウェブサイトに掲載することが提案され、情報をタイムリーに更新することが参加国に対して要請された。
6. セッション 2 では、バーゼル条約地域センターの活動の近況が報告された。BCRC 中国のイニシアティブによる、E-waste の輸入と環境上適正な管理に関する調査、有害廃棄物及びその他の廃棄物の環境上適正な管理についての地方自治体とのパートナーシッププロジェクトの実施が紹介された。BCRC インドネシアからは、自らの役割と責任、関連する活動、課題、ASEAN 諸国に対して実施したニーズアセスメントと今回のバーゼル条約 E-waste ワークショップの結果に基づく事業計画について発表が行われた。
7. セッション 3 では、中古品と偽り越境取引される有害廃棄物について、電気電子機器に焦点をあてて議論が行われた。まず、日本国環境省から、本ワークショップに先立って実施されたアンケートの結果に基づき、CRT モニター/テレビ、プリント基板、鉛バッテリーの輸出入の現状と課題について説明がなされた。続いて、タイと香港から、ガイドラインを用いて中古電気電子機器の輸入を管理している事例が紹介された。議論は、中古品の定義とガイドラインの作成可能性を中心に行われた。参加者から、中古電気電子機器を管理するためのツールを作成することについて共通に関心が示されたが、ツールの性格については、幅広い見解が示された。参加者は、法的拘束力を持たず柔軟性のあるガイドライン/ツールの作成を念頭に、中古電気電子機器の分類に関する基準や取扱いについて情報収集を開始することに合意した。日本国環境省は、香港環境保護局と緊密に協力して、次回のワークショップで議論するための一次素案の作成を行うことを提案し、参加者はこれを了承した。これに関連して、バーゼル条約第三条に基づく各国の有害廃棄物の定義の事務局への通報の重要性が再確認された。また、情報共有と執行面でのキャパシティビルディングの重要性も再確認された。
8. 1 日間のワークショップにおいて、バーゼル条約の実施に係る取組の現状について情報を共有するとともに、特に電気電子機器に焦点をあてて、中古品と偽った有害廃棄物の越境移動に対処するための今後の活動について議論を行った。本ワークショップは、参加者間の情報交換と、アジアネットワークの強化にむけた実り多い議論を促進するものとなった。日本以外の国における次回ワークショップの開催という日本国環境省のアイデアが、参加者から歓迎され支持された。ワークショップは、アジア各国のバーゼル条約担当官が一同に会し関心事を議論するという、貴重かつ有意義な機会となった。議長から、本ネットワークの強化のため、参加国及び BCRC からの継続的な支持と協力を要請するものである。